

- 許可申請を行う産業廃棄物の種類のすべてについて、予定排出事業場、予定搬出先ごとに記入してください。
- 廃棄物の種類によっては、排出事業者の業種によって産業廃棄物に該当しない場合があります。

- 運搬施設としてバキューム車、タンク車を有していない場合などは、含水率が85%を超える基礎汚泥を運搬することはできません。
- 廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボードを扱う場合は、漏れなく記入してください。記入されていない場合は、許可品目に限定が付きます。（「除く」と表示）
- 「燃え殻」「汚泥」「ばいじん」で判定基準を超える重金属等の有害物質を含むものを運搬する場合は、含まれる有害物質の種類を記入してください。
- 特別管理産業廃棄物の申請で、特定有害産業廃棄物である「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「ばいじん」「鉱さい」を申請するときは、含まれる有害物質の種類を記入してください。

様式第2号(1)（第九条の二第二項第一号、同条第六項、第十条の十二第二項関係）

事業計画の概要を記載した書類（収集運搬）

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

広島市内での産業廃棄物収集運搬業

ただし、次の産業廃棄物については、運搬の再委託を行う。

再委託を行う産業廃棄物：A製紙(株)から排出される紙くず

運搬区間：A製紙(株)の工場から(株)C産業の積替え保管施設までは、当社が運搬を行う。

(株)C産業の積替え保管施設から処分場までは、(株)C産業が運搬を行う。

また、運行管理責任については、区間ごとにそれぞれの運搬者が負うこととする。

2 収集運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業 廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m3/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	汚泥	80m ³	製紙スラッジ	A製紙(株) 広島市	なし	(株)B興業 広島市
2	紙くず	2t	紙片くず	同上	なし	(株)C産業 広島市
3	廃プラスチック類	0.3t	廃OA機器 廃プリント配線 板	(株)D電機 広島市	なし	(株)Eセンター 三原市
4	金属くず	0.7t	同上	同上	なし	同上
5	ガラスくず	0.2t	廃OA機器 廃ブラウン管	同上	なし	同上
6	がれき類	90t	アスファルト片	F道路建設(株) 広島市内の工事 現場	広島市〇〇区 〇〇町〇番 〇号	G興業(有) 広島市
7	がれき類 (石綿含有)	0.1t	廃スレート	同上	同上	H処分場(株) 広島市

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

●この欄には、次のいずれかに該当する者を記入してください。

- ・中間処理業又は最終処分業の許可を有する者（石綿含有産業廃棄物の処分は埋立処分、熔融処理又は無害化処理ができる者）
- ・再生利用の指定を受けた者
- ・広域再生利用の認定を受けた者
- ・「専ら再生利用の目的となる物」を扱う再生業者
- ・排出事業者の保管施設、処理施設等
- ・区間を区切って運搬を受託する場合は、中継地となる積替え保管施設

●どちらか一方又は両方の所在地が「広島市」であることが必要です。